

令和4年度気仙沼市各種会計補正予算説明資料

○ 一 般 会 計	2 ページ
2 款 総 務 費	2 ページ
4 款 衛 生 費	3 ページ
7 款 商 工 費	4 ページ
○ 病 院 事 業 会 計	5 ページ

令和4年3月9日提出

気 仙 沼 市

一般会計

所 管	震災復興・企画部情報政策課	予算ページ	15
予 算 科 目	2 款 1 項 15 目 情報化推進費	予算額	26,275千円
事 業 名 等	情報化政策推進事業（マイナポイント申込等支援事業）		
総計基本施策分類	Ⅱ－8 暮らし（2）⑨地域情報化の推進		
事 業 概 要	<p>1 目 的</p> <p>マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定した市民を対象として、民間キャッシュレス決済サービスにて利用可能な「マイナポイント」の付与手続きを支援することで、行政サービスオンライン化に向けたマイナンバーカードのさらなる普及を目指す。</p>		
	<p>2 内 容</p> <p>(1) マイナポイント予約・申込支援のための支援窓口の設置・運営を委託する。</p> <p>① 会場設営（パソコン及び通信環境等の用意を含む）</p> <p>② 支援員の配置</p> <p>・本庁舎 : 支援員2名（常駐・開庁日に限る）</p> <p>・公民館（条南分館含む14か所）：支援員2名（巡回）</p> <p>③ マイナポイント予約手続支援（マイキーIDの設定）</p> <p>④ マイナポイント申請手続支援</p> <p>⑤ マイナポータル利用者登録支援</p> <p>⑥ マイナンバーカード取得勸奨</p> <p>⑦ マイナンバーカード健康保険証利用初回手続支援</p> <p>⑧ 公金受取口座登録支援</p> <p>⑨ 広告物配布</p> <p>⑩ 質疑に対する応答</p> <p>(2) 広く市民の利用を促すため、支援窓口を設置した旨を新聞等媒体で周知を行う。</p>		
	<p>3 財源内訳</p> <p>国庫支出金 マイナポイント事業費補助金（補助率10/10） 26,275千円</p>		

所 管	保健福祉部健康増進課	予算ページ	17
予 算 科 目	4款 1項 2目 予防費	予算額	4,039千円
事 業 名 等	予防接種・健診等に関する経費（新型コロナ検査所運営事業）		
総計基本施策分類	－		
事業概要	<p>1 目的 市民等の新型コロナウイルス感染症に係る不安の解消を図り、安心かつ安全な社会経済活動の継続に寄与するため、新型コロナ検査所を設置・運営する。</p>		
	<p>2 内容 市が検査場所を提供し、運営者が検査所の運営及び検査を実施する。</p> <p>(1) 運 営 者 株式会社コロナ検査センター（木下グループ100%子会社）</p> <p>(2) 検 査 内 容 無症状の方のPCR検査，抗原定性検査</p> <p>(3) 会 場 気仙沼市指定新型コロナ検査所 （気仙沼市赤岩牧沢138番地5 防災物資集積配送基地2階）</p> <p>(4) 営 業 日 月曜から金曜日（定休日：土曜日，日曜日，祝日）</p> <p>(5) 営 業 時 間 午前10時から正午まで，午後1時から午後3時まで（完全予約制）</p> <p>(6) 期 間 令和4年4月から令和4年9月まで ※感染状況を踏まえ，期間短縮又は延長する場合有り</p> <p>(7) 検査料金等</p> <p>① 無料の一般検査事業が継続した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の検査費用負担は無料（市は検査所の管理費用を負担する） <p>② 無料の一般検査事業が終了する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染が落ち着き，継続の必要がないと判断した場合 ・新型コロナ検査所の運営は終了 ○感染の状況が続き，検査所の継続が必要と判断した場合 ・市民の検査費用負担は有料 （低額で検査を受けられるよう市は検査所運営の負担金を支出） 		
	<p>3 財源内訳</p> <p>一般財源 4,039千円</p>		

所 管	産業部産業戦略課	予算ページ	19
予 算 科 目	7款 1項 2目 商工振興費	予算額	48,550千円
事 業 名 等	新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業 (飲食関連事業者復活支援金)		
総計基本施策分類	-		
事 業 概 要	1 目的 新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した飲食関連事業者に対して支援金を交付し、事業者の事業継続・復活を支援する。		
	2 内容		
	(1) 交付対象者 市内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主で、次の全てに該当する事業者		
	①市内で飲食店又は飲食関連事業（酒類販売，食品加工・製造系，器具・備品系，サービス系，流通関連等の事業）を営んでいること		
	②令和4年1月から3月までの単月の売上げが，過去3年（平成31年から令和3年まで）のいずれかの年の同月比で20%以上減少した者		
	(2) 支援金の額 1事業者当たり一律100千円		
	(3) 申請期間 令和4年4月中旬から7月末日まで（予定）		
	(4) 申請方法 原則，郵送による申請		
	(5) 対象事業者数 480事業者		
	3 財源内訳		
(1) 県支出金 新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金 33,000千円			
(2) 一般財源 15,550千円			

病院事業会計

所 管	病院事業局経営管理部総務課・管理課	予算ページ	43, 44, 49
予 算 科 目	収益的支出 1 款 病院事業費用 1 項 医業費用 1 目 給与費 3 項 附帯事業費用 1 目 看護専門学校費	予算額	収益的支出 7,841千円
事 業 名 等	看護職員等処遇改善事業		
総計基本施策分類	—		
事 業 概 要	1 目的 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く看護職員等の処遇を改善する。		
	2 内容 新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、医療体制又は看護教育体制の保持に係る業務に従事する看護職員等に対し、特殊勤務手当を支給する。 ※ 今回の補助事業は、「救急医療管理加算の算定対象医療機関」で、かつ、「令和2年度における救急搬送件数が200件以上である医療機関」であること等が要件となっており、市立病院附属看護専門学校の専任教員及び市立本吉病院の看護職員は、補助対象外であるものの、病院事業局の看護職員等として、一体的な人事運用を行う観点から、支給対象とする。		
	(1) 対象者		
	①市立病院に勤務する助産師，看護師，准看護師，介護福祉士及び看護助手 342人		
	②市立病院附属看護専門学校に勤務する専任教員 10人		
	③市立本吉病院に勤務する看護師及び准看護師 26人		
	(2) 処遇改善額		
	①市立病院 7,133千円		
	・医療体制保持特別手当（月額3,000円） 6,026千円		
	・上記手当支給に伴う影響額（時間外勤務手当，法定福利費等の増額） 1,107千円		
②市立病院附属看護専門学校（補助対象外） 198千円			
・看護教育体制保持特別手当（月額3,000円） 180千円			
・上記手当支給に伴う影響額（時間外勤務手当，法定福利費等の増額） 18千円			
③市立本吉病院（補助対象外） 510千円			
・医療体制保持特別手当（月額3,000円） 468千円			
・上記手当支給に伴う影響額（時間外勤務手当，法定福利費等の増額） 42千円			
(3) 実施期間 令和4年4月～9月（令和4年2月から9月までのうち，令和4年度分）			
3 財源内訳			
①県補助金（看護職員等処遇改善事業補助金） 7,132千円			
自己資金 1千円			
②他会計負担金 198千円			
③他会計負担金 510千円			